

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市条例第 1 8 号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 4	京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島地内 亀岡市追分町一本木地内
-----	------------	---

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 全国都市緑化フェアin京都丹波のフェア拠点として整備する公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

名 称	位 置
京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町鐘鋳島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島地内 亀岡市追分町一本木地内

- 2 この条例は、令和8年9月1日から施行することとした。